

川崎市立川崎病院 地域連携部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立川崎病院 退院支援や地域連携に関する部会の設置、運営に関して必要な事項を定める

(設置)

第2条 地域医療支援病院推進強化委員会の下部組織として、地域医療連携を推進するために部会の設置を行う

(所掌事務等)

第3条 部会は次に掲げる所掌事務等を行う

- 1 医療・介護・福祉との連携強化と多職種協働の推進
- 2 川崎病院職員の入退院支援・調整に関するケアマネジメント能力の強化
- 3 研修の企画・実施・評価

(組織の構成等)

第4条

- 1 部会に診療部の部会長を置き、副部会長2名をもって組織する
- 2 部会員の構成及び運営は部会長に一任する
- 3 副部会長は部会長を補佐し、部会長不在時は部会長の職務を代理する

(委員長の任期)

第5条 部会長の任期は、任命された日から1年とする

(会議)

第6条 会議は部会長が召集し、議事進行を行う

- 1 部会は毎月第2金曜日 17:15 から開催する
- 2 司会・書記は部会員が輪番で行う
- 3 必要時、部会長の招集により臨時部会を開催することができる

改訂 平成28年5月1日

確認 平成29年4月1日

改訂 平成30年5月1日

改訂 令和元年5月1日

確認 令和2年5月1日

確認 令和3年5月6日

改訂 令和4年5月13日

確認 令和5年5月12日

確認 令和6年5月10日